

論文 | Article

「アメリカ合衆国」誕生の政治過程
—イギリス憲政の革新的政治原理の移植とその普遍的展開—

The Political Process of the United States of America's Birth:
The Transplant of the Radical Whig's Political Ideas into 13
Colonies in North America and Its Universal Transformation

安 章浩
YASU, Akihiro

尚美学園大学
総合政策学部教授
Shobi University

2022年6月

Jun.2022

「アメリカ合衆国」誕生の政治過程 —イギリス憲政の革新的政治原理の移植と その普遍的展開—

安 章浩

The Political Process of the United States of America's Birth: The Transplant of the Radical Whig's Political Ideas into 13 Colonies in North America and Its Universal Transformation

YASU, Akihiro

[要旨]

何故に世界史上初めての国家体制たる「憲法優位」の政治体が北米の英領植民地において出現したのか、その謎を解き明かす鍵は、アメリカ合衆国の誕生と、その永続化の基盤となったアメリカ合衆国憲法の制定過程にある、と筆者は考えている。「七年戦争」(1756年～63年)の勝利で世界の新しい覇権国となったイギリスは、北米の英領植民地の管理・運営について、積極的な関与政策へと転換を開始した。すでに百年近く自治に慣れ親しんできた植民地側は本国の政策転換に反対し、反英抵抗運動を展開する。その過程で13の植民地の意思統一を図る機関として「大陸会議」が設置され、それが反英抵抗運動の指導機関となった。本国が植民地を服属させるために軍隊を投入するに及んで、植民地側が止む無く独立宣言を行い、「アメリカ独立戦争」が勃発した。それを契機に、13の植民地はそれぞれ独立した共和国を設立し、国家連合の形で統一政府を持つ「アメリカ合邦国」を創出した。本稿では、アメリカ合衆国憲法と言う世界史上初めての成文憲法の制定を必要とした「国家」の「アメリカ合衆国〔合邦国〕」の誕生までの政治過程を考察する。

キーワード

印紙法、「代表なくして課税なし」、自由の息子、通信連絡委員会、大陸会議、トーマス・ペイン著『コモン・センス』、独立宣言、連合規約

[Abstract]

The Constitution-dominated Polity called “the United States of America” was created during the war of Independence from Britain of the thirteen's colonies of north America for the first time in the world history. In order to solve the mysteries of the creation of this kind of Polity, I would like try to find a key in the political process of the birth of “the United States of America” in this paper.

Keywords:

Stamp Act, “No Taxation without Representation”, Sons of Liberty, Committees of Correspondence, Continental Congress, Thomas Paine’s Common Sense, Declaration of Independence, Articles of Confederation

はじめに

現在、地球上に存在する現代国家は「憲法優位」か、あるいは「国家優位」か、のどちらかの政治体（Polity）に、理念型としては、一応分類されよう。「憲法優位」の政治体は1788年公布されたアメリカ合衆国憲法に基づいて歴史上初めて創出されたと見られる。この政治体の政治制度の起源はイギリスにおける17世紀中葉においてのつかの間のピューリタン革命に遡ることが出来る。このピューリタン革命と称される古代のギリシャとローマの共和制をモデルにした新しい国家創出の試みは1642年から始まり十数年で挫折した。とはいえ、この挫折した革命が目指したイギリス憲政の改革は一応1688年～89年の名誉革命においてその一部が実現されたと見られよう。しかし、イギリスでは、ホイッグ（the Whigs）急進派はその実現されなかった革命の部分の実現を主張し続けた。そしてこの「未完の革命」の夢は、宗教的迫害を逃れ、あるいは新天地で「神の国」の建設を目指して北アメリカの13の英領植民地に移住したピューリタンにも受け継がれて行った。

さて、この13の英領植民地における「未完の革命」の完成に努めたピューリタンを中核とする植民者たちの動向については、本校紀要の第35号に掲載された拙稿「アメリカ合衆国の政治制度の原型—英領植民地の特異な政治制度の成立に関する一考察—」においてすでに紹介した。本稿では、それを引き継ぎ、「アメリカ合衆国」誕生までの政治過程について考察することにしたい。何故に世界史上初めての国家体制たる「憲法優位」の政治体が北米の英領植民地において出現したのか、その謎を解き明かす鍵は、アメリカ合衆国の誕生と、その永続化の基盤となったアメリカ合衆国憲法の制定過程にあると、筆者は考えている。従って、本稿では、アメリカ合衆国憲法と言う世界史上初めての成文憲法の制定を必要とした「国家」の「アメリカ合衆国〔合邦国〕」の誕生の政治過程を考察する。そして、次号ではアメリカ合衆国憲法制定過程を考察する予定である。

英仏に間で世界の覇権を巡って戦われた「七年戦争」（1756年～63年）はイギリスの勝利によって終結した。それに伴い、世界の新しい覇権国となったイギリスは、北アメリカの英領植民地の管理・運営について、従来の消極的な関与政策から積極的な関与政策へと転換を開始した。本国政府は植民地を統治する総督を直接本国が任命し、従来の自治に代えて直接統治に切り替えたばかりでなく、さらに植民地経営にかかる費用も植民地の住民に負担させようとした。つまり課税権を発動したのである。こうした本国の政策転換に対して、初めは、植民地側は、遠く本国から離れていても、自分たちはイギリス人であるので、イギリス人が有する「古来の自由と権利」を侵す本国政府の新しい政策の撤回を「請願」の形で求めた。ところが、名誉革命後にイギリスにおいて主権は「議会における国王」に帰属するようになっており、植民地のイギリス人を代表する議員が送られていない議会が植民地の住民の「自由と権利」の主張を無視し、かえって強圧的な立法を繰り返した。これに反発した植民地側の人間は、人民と議会の関係に関して、イギリスの伝統や社会契約論に拠って代表を

送っていないのに、一方的に課税するのは違憲であるという主張を持ちだして反撃した。こうして本国と植民地側との間において紛争が勃発した。植民地側は本国政府が彼らの主張を受け入れないことから、さらにイギリス国家の在り方を根源的に問い直す方向へと急進化して行った。こうして反英抵抗運動は組織化され、それは13の植民地を一つの「意志共同体」に変容させて行ったのである。その後、本国と植民地側との対立は激化の一度を辿り、その過程で、急進的ホイッグの政治的主張が植民地側のリーダーに間に広がり、本国政府が古来のイギリスの「憲政」の基本的原理を無視するのは、貴族と国王、つまり清算されなかった貴族制と王政がなお存続していることに由来すると言う結論に達し、反英抵抗運動は本国からのアメリカ植民地の「独立」運動の性格を帯び始めていたが、さらにそれに共和主義の確立と言う「革命」の性格まで帯びるに至った。1776年7月4日、ついにイギリス人の権利と自由だけではなく、すべての人間の権利と自由の擁護こそがすべての政府の目的であらねばならないと言う「独立宣言」が発表される。以下、それまでに至る政治過程をフォローしたいと思う。

1、イギリスの植民地政策の転換—消極的関与から積極的関与へ—

大航海時代の出現と共にヨーロッパの西海岸諸国による新大陸やアジアへの植民地獲得競争が始まった。この競争における覇権は順次ポルトガル、スペインへと移り、さらにオランダへと移ったが、ついにその覇権をめぐる最終決戦が英仏の間に1756年から始まった。戦争は三つの戦線で展開された。第一戦線はヨーロッパである。新しく台頭したプロイセンと旧勢力を代表するオーストリアとの戦争に、オーストリア側にロシア、スウェーデン、そしてそれまで敵対関係にあったフランスが加わり、他方、プロイセン側にはイギリスが加わった。このヨーロッパにおける国際政治の覇権争いは7年後の1763年にイギリス側の勝利で幕を閉じた。これによって、イギリスはその後、ヨーロッパ国際政治のバランスの役割を引き受けることになる。第二戦線はインドである。フランス勢力を駆逐して、イギリスはインドの支配権を確実なものにした。第三戦線は北米である。この戦争は「フレンチ・インド・インディアン戦争」とも言われている。フランスはカナダのケベックを起点にして五大湖、それからミシシッピ川に至るアレゲニー山脈以西の広大な地域を領有し、インディアンと毛皮取引をしていた。イギリスはこの戦争の勝利によって、フランスの植民地を獲得し、さらにこの北米の戦争でフランスの同盟国となったスペインの領有するフロリダを獲得した。その結果、イギリスは、大西洋沿岸からミシシッピ川以東、ハドソン湾からメキシコ湾にいたる広大な領土を所有することになった。こうして、7年戦争後、世界大帝国となったイギリスは、北米の植民地において従来取ってきた消極的な関与政策を転換せざるを得なくなった。というのは、新しく獲得した広大な未開の土地の整備、組織、経営の問題がイギリス政府に提起されたからである。それと連関して、旧フランス領土にはフランス系の旧教徒が居住しており、彼らと組んでいたインディアンの諸部族も蟠踞しているので、警備のためにも軍隊の駐留が必要になった。また、これまで北米におけるフランスとの植民地争奪戦に力が注がれていたために、アメリカにおける植民地の統治問題が疎かになっていたが、フランスを北米から駆逐した後なので、これを機会によろやく本格的にアメリカの植民地に対する本格的な関与政策を展開できる条件が整ったのである⁽¹⁾。

本国政府による植民地に対する新しい政策は、まず、旧フランス領に軍隊を継続して駐留させ、さらに植民地にも軍隊を派遣し、その費用の一部を、7年戦争で国の財政が逼迫している状況にあるので植民地に分担させること、そのために、植民地から税収を挙げる関税関係の法律の「砂糖法」の制定、次に本国では平時に禁止されている軍隊の民家での宿泊を強制する「軍隊宿営法」(Quartering Act)の制定であった。この二つの法案を1764年に議会で通過させた。こうして、本国のアメリカ植民地に対する従来の消極的な関与政策から積極的な関与政策への転換が始まったのである。

こうした植民地における本国政府による政策転換の始まりが表面化したのは、砂糖法の実施である。当時、西インド諸島より糖蜜の密輸入、それを原料とするラム酒の醸造、そのラム酒をアフリカ西海岸で売った代金をもって黒人奴隷の輸入、という三角貿易が盛んで、それによってボストンを中心とする東北部植民地やニューヨークなどの貿易港は巨利を得ていた。ところが、この砂糖法によって大打撃を受けることになった。当然、打撃を受けた大商人たちは同法に対する反対運動を開始した⁽²⁾。次に、「軍隊宿営法」に基づく民家への軍隊の宿泊が強行され、それに一般民衆も反発し、それを受けて植民地議会も反対の声を上げた⁽³⁾。さらに、翌年の1765年、印紙法(Stamp Act)が本国議会で可決された。この法律は、新聞、パンフレット、許可書、商業手形及び証券、広告、賃貸借契約、その他一切の法律文書に対して半ペニー以上20シリングまでの収入印紙の貼付を命じた。この法律によって植民地の公共圏のリーダー全てを反英運動へと駆り立てることになった。すなわち、法律文書を取り扱う弁護士、手形取引をする銀行家、土地売買に従事する不動産業者、新聞経営者、広告業者、著述を行う牧師など、社会において最も有力かつ発言力の強い各界のリーダーも大商人たちの反英闘争に加わることになった⁽⁴⁾。さらに、この反英闘争に油を注いだのは、ボストンへの軍隊派遣、そして、密貿易などこれまで殆ど見逃されていたことを航海法に基づき厳重に取締り、さらに関税徴収を徹底するために海事裁判所における陪審なしの裁判の実施が強行されたことであった⁽⁵⁾。それによって、ニューイングランドの人々の権利と自由が直接に脅かされたと感じられるようになった。

ところで、最初はこうした本国政府の政策転換に反対する運動は、そうした法律はイギリス人の自由と権利を侵害し、イギリス憲法に違反している点を指摘して、その廃止を国王にお願いすると言う請願の形で始まった。醸造を家業とする、ハーヴァード大学出身で議会の事務局にいたサミュエル・アダムズ(Samuel Adams,1722-1803)はボストンでこうした反英政治闘争組織として「自由の息子」(Sons of Liberty)を立ち上げ、世論をリードした。その後、議会議員となり、マサチューセッツの印紙法反対運動のリーダーとなった。この反対運動にはもう一人のリーダーがいる。同じくハーヴァード大学卒業後海運業の世界に入り、「密貿易王」の異名を持つ大商人のハンコック(John Hancock,1737-1793)である⁽⁶⁾。この二人がイニシアティヴをとって創設した「自由の息子」は次にニューヨークにも作られ、各植民地に広がって行った。植民地人がこうした本国のやり方に反対したのは、自分たちはイギリス臣民であり、従って、本国のイギリス人と同様ように、当然にイギリス人の「古来の自由と権利」を有しているにもかかわらず、本国のイギリス人と同じ権利、つまり平等な取り扱いを受けていないのは不当である、と言う理由からである。イギリス人の「古来の自由と権利」は1689年の「権利章典」に明記されている。その中心には人民の代表機関の

議会の同意のない如何なる課税も認められないという権利がある。また1628年の「権利の請願」には民家への軍隊宿泊の禁止が人民の権利として謳われていた。これらのことが植民地の人々の間に記憶されていたのである。ヴァージニア植民地議会は、印紙法反対の意思を表明するために、「代表なくして課税なし」と主張した弁護士出身のパトリック・ヘンリー(Patrick Henry,1736-1799)議員が中心となって起草された「印税法反対決議」を可決したが⁽⁷⁾、この主張は植民地人の偽らぬ気持の公約数であった。さらに、1765年10月に全植民地の議会代表がニューヨークに集合し、印紙法撤廃の請願を決議した⁽⁸⁾。これまで13の植民地の間には反目や対立があったが、この印紙法反対運動を契機に、そしてそれを通じて利害の共通性を土台に共同行動をとる方向へと動くことになった。独立戦争の火ぶたが切って落とされるまで、あと10年あまりの歳月がまだ残されていた。

本国で主権を有する議会は、植民地の印紙法反対運動の論拠の「代表なくして課税なし」の主張に対しては、議会が帝国内の全市民の利益を「事実上代表している」と反駁した「宣言法」を公布した⁽⁹⁾。とはいえ、植民地の不買運動で損害を被った本国の商人たちの反対もあり、印紙税は発効後半年で廃止となり、また砂糖法も修正された。ところが、その後、本国政府は体制の立て直しを図り、積極的な関与政策をより体系的に展開し始めるようになった。その現われが1767年には公布されたタウンゼント諸法である。それは四つの条例から成っており、その内容は次の通りである。①「収入法」である。同法によって、アメリカに輸入される茶、ガラス、鉛、塗料、紙へ課税し、それによって得た収入で、植民地の統治に当たる役人の給与に充てることにした。つまり、これまで総督などの給与は植民地議会が支払っていたが、その制度を廃止し、植民地から徴収した税金から支給することにして、総督とその指揮下の役人を本国政府の命令によって動く方向へと誘導しようとしたのである。それと同時に勅任化されていない総督の勅任化や勅任総督への権限集中、次いで本国の直接的な指揮下に置かれた総督や治安判事などを通じての本国による統制の強化を図り始めた。②軍隊宿営法拒否の罪でニューヨーク議会の停止、③アメリカ全体にわたって海関事務の全監督権を握るアメリカの税関管理局の設置、④植民地の海事裁判制度を強化するために、ボストン、フィラデルフィア及びチャールストンに上級海事裁判所の設置、などである⁽¹⁰⁾。

このタウンゼント諸法によって、本国の植民地経営に反対する者を力でもって抑え込み、かつ関税をより厳しく取りたてることに反対する者を処罰する制度が整備されたのである。

こうした抑圧的な政策展開に対して、当然、植民地側は反対の声を上げたことは言うまでもない。「収入法」に起因する被害が最も甚大なマサチューセッツの反英運動の指導者のS・アダムズは1768年2月、「収入法」に抗議する文書を執筆して、それを他の植民地議会に送付し、同法に反対する共同戦線の結成を呼び掛けた。「マサチューセッツ回状」と呼ばれる文書である。その中に、議会主権のイギリスにおける憲法と議会の関係について、次のような新しい見解を示した。その見解には、後のアメリカ憲法の特質となる重要な指摘が示されている。「本議会〔植民地議会〕は、陛下の国会が、全帝国に対する最高の立法機関であることと、すべての自由な国家(free state)においては、憲法が確定されており、最高立法機関といえども、その権限と権威とを憲法に基づかしめるものであるが故に、最高立法機関自体の基礎を破壊することなくしては、それ自体の権限を越え得ないものであること、憲法は、〔統治の〕主権と忠誠義務との両者を確認し、かつ限定するものであるから、陛下

のアメリカの臣民は、忠誠服従の紐帯を承認すると共に、イギリス憲法の基本原則の保護を完全に享受することに対し、平等・公正な請求権を有するものであること、個人が誠実に獲得したものは絶対にその個人のものであり、その故に、それを本人が他人に与えることは自由勝手であるが、本人の承諾なくして本人からそれを奪うことは許されないとすることは、基本法としてのイギリス憲法の中に埋め込まれた、自然に基づく本質的な、変更を許さぬ権利であること、従って、アメリカ臣民は、特許状に基づく諸権利を考慮の外に置くとしても、この自然権であり、かつ憲法上の権利であるものを、自由人たり臣民たるの性格に相応しい節度ある強固さをもって、主張することが出来るのであること云々という本議会自身の意見を、本国政府に申し入れた。⁽¹¹⁾以上のように、S・アダムズは、「権利の請願」、「権利章典」などのイギリス人民の「古来の自由と権利」を保障した憲法、つまりイギリスの基本法は、議会そのものの存立の基礎であり、従って、議会はこの基本法を侵すような立法は行えない、と主張し、憲法とは人民の自然権を保障する国の基本法である、と主張したのである。そして、この主張に基づいて、「収入法」は違憲であり、従ってそれには従うことはできない、と主張した。さらに、植民地側の「代表なくして課税なし」の主張に対しては、そうであるなら代表を送れ、という本国の主張にも言及して、大西洋の反対側の遠い本国に代表を送ることは費用や往復の時間などの障害の外に、植民地人は本国議会では少数になることが運命づけられているので、もし送っても意見が通ることはないので、代表を送れという主張は非現実的である、と反論している⁽¹²⁾。このS・アダムズの呼びかけに他の植民地議会も賛同し、それを契機にマサチューセッツ湾の植民地の反英運動は全植民地規模に発展することになる。

2、イギリスの強圧的な政策への転換に反対する抵抗運動の展開

さて、本国政府は、タウンゼント諸法で本格的にアメリカ植民地経営へと乗り出し、その司令塔を、タウンゼント諸法が制定された翌年に、枢密院内に植民地経営を総括する機関として植民地省を創設した⁽¹³⁾。言うまでもなく、こうしたタウンゼント諸法に基づく懲罰的な締め付け政策によって、大きな打撃を被ることになったのはボストン、ニューヨーク、フィラデルフィアなどの都市の貿易業者であった。植民地側はこれまでの反英政治闘争を続行すると同時に、あわせて反英経済闘争をも展開するようになり、その一環としてイギリス製品の不買運動が起った。それが切っ掛けとなって、本国から輸入した商品を植民地で製造する必要が生まれ、多くの植民地に自給自足のための製造業が創出されて行った。その一環としてペンシルヴェニアでは繊維工業と製靴業などが急速に工場制手工業の段階へと進んだ⁽¹⁴⁾。ところで、このタウンゼント諸法は植民地だけでなく、イギリス商人もまた被害を受けたのである。従って、その反対で1770年3月に撤廃された。但し、茶関税だけは残された。その直前に、ボストンの街頭でイギリス駐留軍の兵士による市民5人の殺害事件が起こった。とはいえ、その後しばらくは静穏な時期が続いたが、その底流には反英感情のマグマはさらに大きくなっていった。その表われは1772年にロードアイランドで税関監視船ガスピー号の略奪放火である。これは本国政府による強圧的な締め付け政策によって最も苦しめられていた植民地人の不満の爆発であった。上記したS・アダムズは、1772年11月に「自由の息子」を諸タウン間の「通信連絡委員会」(Committees of Correspondence)へと改組して、反英抵抗組織の強化に乗り出していた。それが切っ掛けになって、1773年3月、

ヴァージニア植民地議会は各植民地間にも通信連絡委員会の設置を提唱し、その後、それに呼応する形では通信連絡委員会が全植民地へと広がって行った⁽¹⁵⁾。同年、5月にイギリス議会は負債で苦しんでいる東インド会社を救済するためにアメリカへの茶の輸入の独占権を同社に付与する茶法を制定した。それに反発したS・アダムズは有名なボストン茶船事件を同年12月に企てる。これを懲罰する意味で、本国政府は、1774年3月、ボストン港の閉鎖、5月、マサチューセッツの自治権剥奪、6月、兵士宿営のため民家の徴用、この三つの強圧的措置を実施し、厳しい統制政策を取った⁽¹⁶⁾。次に、1774年にはかつてのフランスの植民地でイギリスが手に入れた領域を直轄植民地にするケベック法を制定してアメリカ人の西部への土地開拓の可能性を閉ざし、西部にフロンティアが存在すると言うアメリカ人の夢を壊してしまった⁽¹⁷⁾。こうした本国の抑圧に対して、ジョージアを除く12植民地議会の代表55人が9月にフィラデルフィアで集まり、第一回大陸会議（Continental Congress）を開催して善後策を話し合った。その結果、同会議は、10月中旬に、自然権、イギリス憲法上の基本権、特許状の三つを根拠にして、通商の統制に関する法律を除き、イギリス議会のアメリカ植民地の内政に関する立法権を全面的に否定する宣言と決議を可決した⁽¹⁸⁾。次いで、同会議は、全イギリス商品の「不輸入、不輸出、不消費」を決めた大陸通商断絶同盟（Continental Association）を結成する決定を行った⁽¹⁹⁾。

翌年の1775年4月19日に、ボストンの近郊のレキシントンとコンコードでイギリス兵とアメリカの民兵の武力衝突が発生した。その間、各植民地を横断する形で組織された通信連絡委員会はパンフレットを通じて、植民地は独立すべきであると言う世論形成のリーダーシップを取り、かつイギリス商品の不買同盟の監視や、この同盟監視網を潜り抜ける者を国王忠誠派（Loyalists）として追及するなど独立運動の中心機関の役割を果たして行った。そして、このレキシントンとコンコードの戦いの報を受けて、全植民地の今後の在り方を考える会議の召集を呼びかけた。それに応えて、1775年5月に第二回大陸会議がフィラデルフィアで開催された。そこでの決定を見る前に、当時の植民地の状況について簡単に見て置きたい。

本校紀要第35号の拙稿で、すでに述べたように、13の植民地の内で人口が突出して多く、かつ歴史の最も古い植民地はヴァージニアとマサチューセッツである。そして、独立運動およびアメリカ憲法の制定においてリーダーシップを取ったのもこの二つの植民地の議会の代表、つまり政治的エリートである。まず歴史が一番古く、人口が最も多い南部のヴァージニアの状況を見ておこう。ここでは、大農園主が支配層を形作り、奴隷を使ってタバコなどを生産し、それをイギリス本国に輸出していた。そして、当然、植民地議회를支配していたのはこの支配層のプランター、つまり大農園主であった。プランターは農園の経営の他に、インディアンを武力で追い出して、その跡に残された西部に広がる広大な土地を開拓して、年季奉公を終えた移民たちへの土地分配の仕事をも行っていた。こうした関係で、彼らは土地投機会社の所有者か、その株主であり、さらに人によっては土地の区画割において重要な役割を果たす測量士の役割をも兼ねていた。彼らはウィリアムズバーグ市のウィリアム・アンド・メリー大学で測量に必要な数学と地理を学んでいた人が多い。アメリカの建国の父となるワシントン（George Washington, 1732-1799）やジェファソンはこうしたプランターの系譜に属する人々である。彼らは東部の海岸に近いところのプランターと違って辺境に居

を構えていたので、インディアンと戦いながら働いている農民と一体的な関係を維持していた。例えば、ワシントンは、測量士として西部で活躍していた。従って、彼はいつもインディアンと戦わなくてはならないので、ヴァージニア民兵隊の指揮官をも兼ねていた。1754年からは本国の要請で民兵隊を率いて「フレンチ・アンド・インディアン戦争」にも参加し、戦功を立てて有名となり、植民地議会に選出されていた。また、ジェファソンも父が測量士であり、ウィリアム・アンド・メリー大学で法律を学び、弁護士となり、議員となっていた⁽²⁰⁾。彼らが実質的に統治していたヴァージニアは1676年に勃発したベイコンの反乱を契機に社会構造の変化が見られた。ベイコンの反乱とは西部に移住した移民たちの不満の爆発を示すものであった⁽²¹⁾。こうした武装した農民による蜂起を経験したプランターたちは、その後、白人の移民を農園で使うことを取り止めて、黒人奴隷のみで農園を経営する方針に切り替えた。当時、25年毎に移民数が倍増しており、こうした移民の移住の受け皿としての西部の開拓がさらに弾みがつくことになった。その結果、独立戦争当時のヴァージニアでは、人口の約80%は西部に居住するピューリタンの小農であったという。このように、チェスピーク湾沿岸の東部では、海外貿易港や大学などの文化施設があり、そこには主としてプランターや大商人が居住し、一方、西部では、平均した広さの土地を保有するか、または土地代の負債で苦しんでいる武装した小農がインディアンと戦いながら、彼らの人生の幸福を追求していた。こうして、社会は二分されていた。人口の約20%が黒人であることを考えるなら、実質的にヴァージニアという政治社会を管理・運営する（governing）ために、絶対多数の小農の支持を得ない限り、不可能な状態にあったと見られよう。上記の大陸通商断絶同盟が動き出し、他方、イギリスの強圧的な政策の実施で、西部への進出が閉ざされたために、土地の枯渇と奴隷価格の上昇などで農業利潤が低下し始め、辺境に住むワシントンは家産の挽回を期して製造業に乗り出す始末であったという⁽²²⁾。

次に、マサチューセッツの状況を見よう。その中心地のボストンは海外貿易や製造業、ビールやラム酒などの醸造業、魚の塩漬け業などで栄え、植民地に移住してすでに3ないし4世代が過ぎた家族も多数あり、東部では新しい富裕な名望家層が誕生していた。彼らの子弟はハーヴァード大学を出て、弁護士や議員となって公共圏で活躍していた。王政復興後、次第に本国の統制が強まり、1691年には植民地の性格が王領植民地に変更されることになり、それに伴い総督の力も強まって行った。独立戦争勃発当時、タウンの10から40ぐらいが一つのカウンティを形成し、そのカウンティの数は14もあった。カウンティ役所には治安判事と彼を補佐して判決を執行する官吏が配置されていた。総督はこのカウンティ役所を通じて植民地を一応治めている状態であった。とはいえ、タウン・ミーティングが自治を継続しており、独立派の会衆教会が公定宗派として承認され、議会から運営費の交付をも受けていた⁽²³⁾。啓蒙思想の浸透と共に、初期の牧師による神権政治は衰退していたとはいえ、信仰の自由に関して、同じ信仰を持たない者にとっては人間の基本的自由が侵されていると感じられる側面もあった。従って、次々に移住してきた移民たちはその息苦しさには耐えかねて、危険であるが西部へと移住して行った者が多い。従って、ここもヴァージニアと同じように、商工業者の名望家が支配する東部と、圧倒的多数の独立自営農民の平等社会の西部とに、社会が実質的に二分されていた⁽²⁴⁾。1688年の本国の名誉革命がここにも波及し、啓蒙思想の拡大と相まって世俗化の勢いが強まり、さらに1740年代に本国からさらに急進的な

ピューリタンのメソジストやバプチストの伝道師が到来して、人間は神の下ではすべて平等であり、従って各個人は神と直接に霊的交流を行うべきであると唱え、それに感化されて「大覚醒」運動が展開されたが、それによって個人の精神面での自立性が高まり、僧侶寡頭支配体制も崩れていた⁽²⁵⁾。

レキシントンとコンコードでのイギリス正規軍との戦いの後、マサチューセッツの通信連絡委員会は全面的な武力闘争を決意し、国王勅任の総督政府とそれを支えるイギリス軍に対する内戦を展開した。こうした中で、通常急進派と称される武力闘争派によって占められていた植民地議会はイギリス軍に対抗するために早急に3万の軍隊を組織する必要性を認め、マサチューセッツが一万三千人を分担することにして、その他については近隣の植民地に応援を求めることにし、S・アダムズはヴァージニアの通信連絡委員会のジェファソンヤリー(Richard Henry Lee,1732-94)と情報を交換し合い、上記した第二回大陸会議を呼びかけたのである⁽²⁶⁾。

3、反英抵抗運動の展開の中でイギリス憲政の革新的政治原理の伝播と移植

1775年5月10日に開催された第二回大陸会議では、一先ず本国との戦争状態の発生を確認し、今後のあらゆる事態にも速やかに対応できるように、同会議を常設機関にすることを決定し、次いで、アメリカ防衛のための各植民地がそれぞれ兵員を出し合う大陸軍の創設を決定した。そして、その総司令官にワシントン任命した。とはいえ、大陸会議は植民地側の従来の要求を国王へ請願することを決めて、大陸軍の創設を分離・独立を目的とするものではなく、あくまでも本国の憲法違反を正すため、すなわちイギリス人としてのアメリカ植民地人の自由と権利の擁護のための措置であるに過ぎない、と宣言した⁽²⁷⁾。ところが、6月19日にボストンでイギリス正規兵に対して民兵が大打撃を与えたバンカー・ヒルの戦いが勃発した。これに対して、イギリス国王のジョージ3世は、同年8月、植民地人が今や叛徒になった、と宣言し、さらに本国議会も植民地との全通商を禁止し、その船舶の捕獲を決定した。そして秋にはアメリカの独立に対処するために、カナダに軍隊を派遣した⁽²⁸⁾。次いで、翌年1776年1月、ジョージ3世は神聖ローマ帝国の構成国の領邦君主ヘッセン候に巨額の代金を支払って農民から成る傭兵約18000人を買ひ受け、それをアメリカへ派遣することを決定した⁽²⁹⁾。こうして、イギリスは植民地のアメリカの独立を阻止するために武力介入を本格化させて行ったのである。一方、植民地の人々は、自分たちは国王に忠実なイギリス臣民であるのでイギリス本国人と同じような「イギリス人の古来の自由と権利」、つまり平等な取り扱いをすること、および代表を送っていない議会の立法には従えない、という要求をジョージ3世に請願している。そして、植民地では、とりわけ中部のニューヨークやペンシルヴェニアの大貿易商人などが中心となっている穏健派は、本国が1763年以前のような植民地の自治を認めるなら、国王を頂く連合王国案、つまり、アメリカ植民地と本国とが対等な関係を持つ帝国の再構成案を主張していた⁽³⁰⁾。もし、当時のイギリスの為政者が賢明であったなら、この植民地の和解案を真剣に検討してもよかつたはずなのに、以上のような強硬路線へと突っ走ったことには、ジョージ3世が「君臨し、統治する」君主として振る舞い始めたことに起因しているところが大いにあるように思われる。

1760年、国王に就任したジョージ3世は、ドイツ生まれの先代のジョージ1世と2世

とは違って、ロンドン生まれであり、「生まれながらにしてのイギリス国王」であった。凡人ではなく、人並より優れた知力を持つ秀才であったようである。国を傾けた君主は往々にして愚鈍な人と秀才が多いと言われている。愚鈍な人は理解できるが、秀才が国を滅ぼすとは理解し難い。とはいえ、その理由の一つとして考えられるのは、秀才であるが故に、臣下のあまり優れていない政治家のやり方を見て、それなら自分も出来るのではないかと錯覚して「親政」への誘惑に負けてしまうことであろう。そうした事例がしばしば歴史上見られる。その一つの近代の有名な例は、政治的天才のビスマルク宰相が苦心して創出したドイツ民族の統一国家のドイツ帝国における敗戦国へと導いた遠因を作り出した責任の一端があるとされるウィルヘルム2世である。ジョージ3世はウィルヘルム2世と同じ部類の君主であったように思われる。名誉革命によって確立されたイギリスの立法権至上主義の「議会における国王」体制においては、議会多数派の指導者である内閣首班の首相が政治のリーダーシップをとることになっている。首相となる政治家は、腐敗選挙区の操作や、地位や名誉の提供、買収などで議員の多数を支持者に変えて議会の多数派を結成して政権を担当していた。その実態を見たジョージ3世は、そうした政治家の真似をして地位や名誉の提供、買収などで議員の多数を味方につけることに成功して「君臨すれども統治しない」君主の従来の役割をおもむろに「君臨し統治する」君主へと変えて行った⁽³¹⁾。その結果、イギリスの憲政は君主と貴族の比重が高まった「議会における国王」体制へと変化し始めたのである。それに対して、日本では保守主義の創始者として称賛されているE・バークは、ジョージ3世によって引き起こされる事態が革命を招く前に、名誉革命体制を守るために予防的措置として進んで上からの改革を行うべきである、つまり名誉革命体制に戻すべきである、と主張したのである⁽³²⁾。このバークより左のイギリス憲政の革新的政治原理を継承し、それをさらに発展させようとする人々、とりわけ急進的ホイッグ党の人々は「議会を利用して専制的に統治しようとする」ジョージ3世に対してその批判を強めたことは言うまでもない。1763年、下院議員のウィルクス(John Wilkes, 1727-97)が週刊誌において議会開会式の勅語を批判し、不敬罪で逮捕された⁽³³⁾。それを発端に約10年間、イギリス人の自由と権利を守ろうとする「権利章典擁護者の会」という政治結社が生まれた。その宣言の中に「我々の目的は、専ら臣民の法律上の自由を擁護し、かつこれを拡大することにある」と述べている。そしてこの団体はアメリカの反英政治闘争を展開する人々との提携も始めていた。そして、それはイギリス政治における急進主義運動の発端となって行った。この運動は、ピューリタン革命時代の平等派の主張、つまり、腐敗選挙区の廃止、普通選挙権の実施、議員が地位や年金、金銭で買収されるのを阻止するために選挙を毎年行うこと、などをスローガンに掲げていた。つまり議会政治の民主的改革を要求し、その帰結として議員をあらゆる手段を用いて買収して、議회를国王や貴族の手下に変えることを可能する王政や貴族政の廃止を視野に入れた運動を展開したのである。その主張を徹底的に推し進めると共和主義に行き着くことになるのは当然と言えば当然である。このようなイギリス憲政における革新的方向性を根拠づけている政治原理を野党は新聞やパンフレットを通じて主張して政府批判を展開した。そして、この野党の新聞やパンフレットにおいて展開された主張がアメリカの植民地の新聞に転載されるか、あるいはそれを元に作成された記事がアメリカの大都市の新聞やパンフレットを通じて広がっていた⁽³⁴⁾。そして、1770年代初めの本国の急進主義の主張をじかに植

民地のアメリカに伝える者が現れたのである。1774年11月30日にフィラデルフィアに上陸したトーマス・ペイン（Thomas Paine, 1737-1804）がその人である。

彼をアメリカに誘ったのはフランクリンであった。フランクリンは1764年から1775年までの約11年間、ペンシルヴェニア植民地を代表する本国駐在外交官としてヨーロッパで活躍していた。彼は、こうした外交官の活動の他に、アメリカにおける人文科学と自然科学の分野におけるルネッサンス人に比肩され得る「知の巨人」の顔を持っていたし、さらにアメリカの公共圏を実質的にリードできる枢要な地位にも就いていたのであった。彼の経歴を少し見ておこう。ボストンで生まれ、12歳から兄の印刷所で働き、印刷業のノウハウを会得し、また兄の発行していた新聞に匿名で寄稿して文書の修練も積み重ねていた。17歳の時、フィラデルフィアへ移り、印刷工として働いた後、印刷所を立ち上げ、1730年に既存の新聞社を買収して新聞社の経営に乗り出した。1732年から、本校紀要第35号の拙稿で紹介した、生活に欠かせないの「貧しきリチャードの暦」を刊行して、それを全植民地に売り捌き巨万の富を築いたという。この暦は、M・ウェーバーの言う「プロテスタントの倫理」を「資本主義の精神」に翻案させた、勤勉と節約の徳を一般民衆に分かり易く社会化されるように造語された格言や諺を書き込んだものである。1736年にペンシルヴェニア議会の書記に就任し、その傍ら37年にフィラデルフィア郵便局長に就任した。64年には議員に選出され、また53年から74年まで全植民地郵政長官を務めている。このように、彼はアメリカの公共圏、つまり世論形成におけるインフラのメディアの所有者であり、その発信者であるばかりでなく、情報・通信網の中核にいたいのである。また、彼は学者としては「アメリカ哲学協会」を創立している⁽³⁵⁾。フランクリンが本国との関係において植民地の将来の在り方をどのように考えていたのかについては、英仏戦争の勃発二年前の1754年6月、本国政府がニューイングランドの4植民地、それにメリーランド、ニューヨーク、ペンシルヴェニアの計七つの植民地の代表をニューヨークのオールバニー（Albany）に召集し、植民地の統合案を検討させた際に、彼によってまとめられた植民地の自発的な連合案——オールバニー連合案と称されている——に示されている。当時、北米の英領植民地はその北と西にインディアンを支援するフランスの植民地と対峙しており、イギリスの本国政府はフランスに対抗するために植民地を統合させて、それを本国政府の直接的な統制下に置く考えを持っていた。その結果、オールバニー会議が招集されたのである。フランクリンがまとめた連合案の骨子は、国王によって任命された行政府たる連合総督と各植民地より選出される連合議会によって「管理・運営」される連合政府の樹立である。各植民地に割り当てられる連合議会の議員数は各植民地が連合政府へ納入する分担金の比率によって定められる。連合政府の権限は、インディアンの問題の管理、新開拓地の創設およびその管理、植民地の防衛であり、そのために必要な限り法律を制定し、税金を賦課徴収し、また文武官を任命し得る。この案は、本国政府と植民地の両者によって拒否され、日の目を見ることがなかった⁽³⁶⁾。このように、彼は13植民地を一つの政治的統一体へとまとめ上げる構想として「連合案」をすでに持っていたのである。こうした将来への展望を持つ彼は、1766年、本国の下院全院委員会に召喚され、印紙法に関する植民地の反対について意見を求められ、次のように答えている。「植民地人も、およそイギリス人の持つ権利と自由をすべて享受する資格を有している。〔マグナ・カルタなどの〕憲章、〔1628年の〕権利の請願や〔1689

年の] 権利章典において、イギリス臣民であることの権利の一つは、自己の同意なくして課税され得ないと言うことであることが示唆されている。」従って、植民地は本国議会議会に代表を送っていないので、議会議会が制定した印紙法には従うことはできない。但し、議会議会が決めた関税法には従う。なぜなら、植民地の海は本国のものであり、本国の艦隊によって守られており、それによって植民地は海の安全が保障されているので、その代価は国外税の関税という形を取っているものと解釈して、それについては、植民地は支払う。しかし、植民地議会議会のみが植民地運営に必要な費用として内国税についてはそれを決定することが出来る。次に、国王が植民地に献金を要求したなら、それを支払う用意はあるのかという質問には、君主が帝国を維持するために必要な費用なら、支払う、と答えている⁽³⁷⁾。つまり、フランクリンは、1766年時点では、同一君主の下での本国、アイルランド、アメリカ植民地から成る連合案を持っていたことをこの答えは示している。

オールバニー会議から十年以上過ぎた1775年においても、植民地の急進派の人々でさえ、フランクリンのこの発言を共有していたのであった。従って、本国と戦争状態に入っているにもかかわらず、植民地の将来の構想については明確な方針も定まっておらず、勿論、独立の声も聞こえるが、独立することについてはいまだ踏ん切りがつかない状態にあった。こうした状態に終止符を打ち、独立へと世論を変えるのに大きな影響力を与えたのが、1776年1月に刊行されたパンフレット『コモン・センス [常識]』(Common Sense)である。その著者は、上記のペインであった。彼は、ピューリタン革命時の急進派の真正平等派の流れをくむクェーカー主義を受け継いでおり、聖書によると、神の下ではすべての人間は平等であり、従って、人間社会の始まりは自治が支配的であって、平等な人間を奴隷のように扱う王政や貴族政などはなかったと言う考えを持っていた。従って、イギリスからアメリカに到着した彼は、本国からの分離・独立を模索している急進派の人々も、イギリス臣民として国王に対する忠誠心ないしは敬愛の情を捨てきれずにいるのを見て、その幻想を捨てさせない限り、独立へ向かう道は険しいものと受け止めていたと見られる。彼にはジョージ3世に対する敬愛の念は一かけらもなく——彼の友人の中に国王の元家庭教師がいて、彼から王がいかに愚鈍な人間であるのかを聞いていたという——、『失樂園』で知られる、後に盲目となった詩人でクロムウェルのラテン語書記官であったミルトンの中世の暴君放伐論を社会契約論によって近代化させた主張、つまり、人民の自由と権利を守り、かつ外敵から人民の平和的生活を守護するという政府の目的をないがしろにして、人民の自由と権利を侵犯する場合、人民は他の方法がない場合には、反乱を起こして、そうした政府を取り替えることは神の法と自然法にかなうものであり、そうした政府が王政の場合、王弑逆は正当である、という思想を継承していたのであった⁽³⁸⁾。従って、彼は、聖書とミルトンの主張を本国と植民地の関係に適用して、アメリカに存在するあらゆる種類の隷属の根源にある王政的なもの、貴族政的なものを清算すれば、未完に終わったピューリタン革命の完成がアメリカにおいて成就されるのではないかと考えて、このパンフレットを通して、植民地の独立はアメリカ人民の当然の権利であり、それは「常識」である、とアメリカ人民に訴えたのであった⁽³⁹⁾。

彼は、『コモン・センス』において次のような訴えを展開した。アメリカの主張は全人類の主張である、と受け止めている旨の前置きをした後、社会と政府とを区別して、政府は我々の悪徳から生じ、最良の状態においてもやむを得ない悪に過ぎない。人間の悪徳の表れとし

て、本来平等であるはずの人間の間には差別が生み出され、それを契機にその差別を利用してそれを支配関係に転化させて、その後その支配関係を永続化させようとする目的を実現したのが王政であり、貴族政である。イギリスの憲法の構成要素には、①国王という君主専制政治の遺物、②上院という貴族専制政治の遺物、③下院という新しい共和政治の要素、の三つがある。この三つが相互に抑制しあっているところにイギリス憲政の特徴があると言うが、国王と貴族は人民とは関係がないので、憲法的な意味においては人民の自由には何の貢献もしていない。王政は人間の墮落の反映であり、初代の王は「行動力のあるギャングの親分」に過ぎない。イギリスの王達の祖先の「ウィリアム征服王が強奪者であった」ことは反論の余地はない。イギリス人の誇りは共和的な要素、すなわち人民の中から下院を選出する自由を持っていることである。「もう、イギリス憲法にはうんざりだ。なぜなら、王政が共和政を毒し、王が下院を毒したからである」。従って、アメリカは、独立して、王政と貴族政の毒を抜き取って捨て、共和国として自立すべきである。要するに、アメリカ人がイギリス臣民であることを止めない限り、永遠に国王や貴族の隷属下に置かれることになるので、今こそ分離・独立して、本来の自由な人間の自治政治を実現する共和国を樹立するのがアメリカ人民の当然の権利である。次に、将来のアメリカ共和国がどうあるべきかについて次のような助言を述べている⁽⁴⁰⁾。

まず「すべての者に自由や財産を保障し、またとくに良心の命じるところに従って宗教を信じる自由」やその他の権利を保障する憲章を作り、それに基づいて人民によって選出された代表によってその憲章を実現する政府を構成する。そして後に出来上がる政府は定期的に人民によって選出されるその代表が制定した法に基づいて政治的統一体を管理・経営することになるので、それは〔人民が〕自由である国家（free state）となろう。アメリカ人民はこのように、「自分自身を治めるのは我々の自然権である。」と言うことを伝えた⁽⁴¹⁾。そして、独立した後のアメリカの安全と経済的な不安に対しては、対外的には中立を宣言するなら、絶えることのないヨーロッパ列強間の戦争にも巻き込まれる恐れはないし、アメリカは貿易立国を国是とすれば、外交的関係が中立的であるならば、いかなる国とも輸出入が可能となり、経済的な繁栄は間違いない、という展望を示した⁽⁴²⁾。

このペインのパンフレットは、刊行後三か月以内に12万部売れ、最終的に50万部が売れたと言う。当時の白人の人口が二百万であったことを考えると、文字を読める人はそれを殆ど読んだことになる。驚異的なベストセラーである⁽⁴³⁾。『コモン・センス』刊行当時の著者が匿名であったことから、それはフランクリンの書いたものではないかと疑われたこともあったという。ともかく、このパンフレットによって、植民地の人々、つまりアメリカ人はイギリス臣民であると言う従来の抜けがたい自己認識の根拠となっている国王に対する幻想が打ち砕かれて、自分が人類の一員の自由な人間であることを自覚するようになった。政治的エリートの建国の父祖たちは聖書と同じぐらいにロックの『政府論二論』を読んでいたと言われている⁽⁴⁴⁾。従って、彼らが独立を決断し、本国との関係を清算して、新たな国づくりに着手した場合、イギリス憲政の革新的方向性の基本的原理を継承し、それを論拠づけるロックやペインの考え方に学びながら前人未踏の道へと進むことになるのは容易に推察されよう。

4、「独立宣言」と各植民地における共和国の設立

1776年3月、ワシントン指揮下の大陸軍はボストンを包囲していたイギリス軍をひとまずカナダへ撤退させた。ジョージ3世がヘッセンの傭兵隊を買い入れてまでアメリカを屈服させようとした姿勢によって、アメリカ人の国王への忠誠心は揺らぎ、ついにペインによって碎かれた。そして、今やそれは国王への憎悪へと変容した。5月10日から15日にかけて常設の大陸会議では、各植民地がそれぞれ独立国家を確立する時期が来たとの判断から、その勧告を各植民地に伝えることにした⁽⁴⁵⁾。それ以前にすでにアメリカと本国との関係をめぐって、国王忠誠派と穏健派、独立を主張する急進派に分かれていたが、1775年6月のバンカー・ヒルの戦いを契機に、翌月、大陸会議は通信連絡委員会と並んで戦争準備とその遂行の機関としての「公安委員会」(Committee of Safety)の設置を各植民地に勧告していたが、それに基づいて設置されたこれらの委員会は革命政権の性格を帯び始め、国王忠誠派との戦いを始めていた。勿論、国王忠誠派も上陸したイギリス軍と協力して独立派の急進主義者に攻撃を仕掛けていた。内戦の勃発である。各植民地が各自新しい国家の樹立を勧告された後は、これらの革命委員会は国王忠誠派の財産を没収し始めると共に、既存の植民地議会を母体にして新しい政治的統一の「自由な国家」、つまり共和国の建設に乗り出した。一番早く名乗り出たのはヴァージニアである。6月に、ヴァージニアは成文憲法を制定して、それに基づいて新しい政府を樹立した⁽⁴⁶⁾。各植民地もその後、ヴァージニアに倣って新しい国家(state)を樹立して行った。その手続きは、まず成文憲法を制定し、その後、それに基づいて新しい国家を樹立すると言うやり方であった。ニューイングランドではCommonwealthと名乗る国もあったが、その他はStateと名乗った。ともあれ、大陸会議は7月2日にアメリカの独立を決定し——中部植民地や南カロライナは反対したが、後にその決定に従うことになった——、その二日後の4日に独立宣言を宣布した。独立宣言の実質的な起草者はヴァージニアのジェファソンである。独立宣言文は二部構成になっている。第一部は独立の理由についての人類の普遍的な原理からの説明、第二部はアメリカ人の権利侵害と権利篡奪とを繰り返して行ない、それが原因となってアメリカ人をして独立せざるを得なくさせたイギリス本国の現国王のジョージ3世を告発し、その28項目の罪状を列挙したものである。第一部は、将来、アメリカ合衆国統合の象徴となる政治文書であり、かつ建国の基本原則としてアメリカ連邦憲法のいわば序文の意味合いがあるので、以下紹介する。

「我々は、次の真理は別に証明を必要としないほど明らかなものであると信じる。すなわち、すべて人間は平等に造られている。すべて人間は創造主によって、誰にも譲ることのできない一定の権利を与えられている。これらの権利の中には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれる。これらの権利を確保するために、人々との間に政府が設立されるのであって、政府の権力はそれに被治者が同意を与える場合のみ、正当とされるのである。如何なる形態の政府であれ、こうした政府本来の目的を破壊するようになれば、そうした政府をいつでも改変し廃止することは人民の権利である。そして、人民の安全と幸福とに最も役立つと思われる原理や権限組織に基づいて、新しい政府を設立する権利を人民は持っている。勿論、長く確立されてきた政府を、一時的な理由によって軽々しく変更してはならないことは、まことに思慮分別の示す通りである。事実、人類の経験に照らすならば、人類は、慣れ親しんできた形式を廃止することによって権利を回復しようとするよりは、災害が忍びうるものであ

る限りは、むしろ堪えようとする傾向のあることが示されている。しかし、権力の一連の乱用と篡奪とが、一貫した目的の下に行なわれ、人民を絶対的な専制政治の下に引き入れようとする意図を明らかにしている時には、そのような政府を転覆し、自らの将来の安全を擁護する新しい組織を作ることは、人民の権利であり、また義務でもある。これら〔アメリカの〕植民地が耐え忍んできた苦難は、まさしくそうした場合であり、今や彼らは止む無く、彼らの従来統治形態を改変する必要があるに至ったわけである。⁽⁴⁷⁾」

アメリカは、今やマグナ・カルタ、権利の請願、権利章典に見られるイギリス憲政の革新的な基本原理を18世紀の啓蒙思想を媒介にして受容した自然法、自然権、社会契約論に基づいた革命権に依拠して普遍的な政治原理へと昇華させることによって、実質的にはイギリス臣民の「古来の自由と権利」を継承・発展させる形で、すべての人間の自由と権利を守る政府の樹立を目指すことを、この独立宣言によって世界に告げたのである。

1776年6月7日、大陸会議においてヴァージニアのR・リーは独立の決断に伴う三つの方針を盛った決議案を提出した。この決議案には、①本国からの独立、②外国との同盟、③アメリカ全体を総括する中央機関として、13の植民地の新たに設立される独立国家から成る国家連合の結成、この三つの決議が一体的なものとして構成されていた⁽⁴⁸⁾。本国との全面戦争の道へと突き進むことになり、この三つの決定の内、第一の独立は、上記の通り、7月2日に決定され、二日後の4日にはこの決定は独立宣言文の形で公にされた。こうして、アメリカは独立の第一歩を踏み出した。アメリカはこの独立の意志を現実のものとするために、また母国との戦争を勝利の内に終結させるためにも、戦争遂行を指導し、かつ内外の直面する諸問題に対処できる、13の植民地を統合した中央政府の樹立が何よりも死活的な課題として提起されることになった。R・リーの独立の決議案の第三のアメリカ全体を総括する中央機関として構想された13の国家の連合案は、まさにそうした課題に答えるために考え出された方針であった。1777年11月の大陸会議では、中部植民地の大商人層や大農園主を代表する穏健派のディッキンソン（John Dickinson, 1732-1808）が上記のフランクリンのオールバニーの連合案を基礎に各植民地の意見を取り入れた妥協案としての、各植民地の主権を認める緩やかな連合案を提出し、それが採択された。それに基づいて、一先ず中央機関設置案の「連合規約」（Articles of Confederation）が制定された。しかし、同規約の実施は、戦争が進む中で、もしアメリカが勝利したなら、アメリカの所有に帰属する見込みが生まれた太平洋まで広がっている西部の土地の領有問題をめぐって各植民地間の利害対立が続いたために遅々と進まなかった。と言うのは、西部に境界を持たない小さな植民地のメリーランド、デラウェア、ニュージャージーは、西部に境界を持つ大植民地の主張する西部の土地に対する領有権を連合会議に帰属させようとする主張を繰り返し、批准を拒否したので、全構成国の承認が遅れたからである。ともあれ、大植民地が折れて、三つの小植民地の要求を飲んだことから、ようやく1781年3月に全植民地の批准を得て発効した⁽⁴⁹⁾。

5、13の独立国家の「国家連合」としての「アメリカ合衆国」の誕生

この「連合規約」はアメリカの第一憲法というべきもので、13条から成る。第一条には、この連合の名称はUnited States of Americaと定めている。United States of Americaは、今日「アメリカ合衆国」と訳されている。本来の意味は13の独立国家の「国家連合」

(Staatenbund)である。1788年にアメリカの第二憲法ともいべき現行のアメリカ合衆国連邦憲法が成立するが、これによってこの「国家連合」を土台にして連邦国家が創出されることになるが、その国家の名称も同一である。という次第で、日本語のアメリカ史関係の書籍では、前者を「アメリカ合州国」、後者は「アメリカ合衆国」と訳される場合が多い。というのは、連合時代の13の独立国家は神聖ローマ帝国の構成国が「邦」と訳されるので、その慣例に従って邦と訳されているが、連合の名称は邦の後身の連邦国家時代の「州」を先取りして「合州国」と訳され、他方、連邦国家の名称は「合衆国」と邦訳されているからである。「合衆国」と訳するのは、連邦国家が連合時代と異なり、全アメリカ人によって創出され、かつその中央政府は全人民を規律する法律を制定し、その法律に基づいて憲法で授権された範囲内で人民(民衆)を治めることのできる新しい政治的統一体であるという解釈に起因しているようである。

さて、第2条から13条までの内容は次の通りである。各邦がそれぞれ主権を保持し、各邦の二名から七名を超えない代表によって構成され連合会議(Congress)が連合全体の執政部分を担当する。つまり、中央政府となる。その議決においては、各邦は当然それぞれ1票の平等な権利を有し、多数決で決めるが、重要な議題は三分の二を必要とする。つまり9の邦の賛成が必要であった。各邦代表の任期は原則として一年である。次に、この会議には、宣戦・講和の決定を含む外国との諸関係、海事問題、邦と邦との間の紛争、貨幣鑄造、度量衡の標準決定、特定の邦の境界線外に居住するインディアンとの商取引、郵便事務、の諸権限が与えられた。しかし、主権と課税権が不可分であると言う、印紙法を契機として植民地人の間に定着した政治的考え方が根強く残っていたので、中央政府として活動するために必要な資金調達、つまり課税権は付与されず、その費用は各邦の自発的な拠出の分担金によって充当されることになった。また通商規制権、徴兵権も与えられていなかった。連合会議は、共通事務を処理するために、連合会議が休会中にもそれに代わって執務する、各邦一名から成る「合邦国委員会」を設置できるし、さらに、その任務を遂行するための下部機関としての委員会ないしは局を置くことになった。最後に、規約修正は13邦一致の賛成が必要であった⁽⁵⁰⁾。ちなみに、第6条に、「各邦は、平時において軍隊を保有することはできない。但し、連合会議が当該邦の防衛に必要な砦の守備に不可欠と認定した兵力はこれを除く。しかしながら、各邦は、武装の十分な、規律、訓練の行き届いた民兵隊を常備すべきである。」という条項が入っている⁽⁵¹⁾。各邦は国の防衛についてはスイスの国民皆武装に基づく民兵隊方式の原則を採用している。この条項は当時のアメリカ人が常備軍に対するアレルギーがいかにか強かったかを示すものと言えよう。この点については、後でもう一度触れることにする。

このように、13の植民地のそれぞれ模様替えした「新しい国家」の連合体、つまり「アメリカ合邦国」は邦主権の貫徹された国家連合の形式を取った政治的統一体であった。この新しく発足した中央政府の連合会議は、それまで戦争遂行を指導してきた大陸会議の名称をただ取り替えた存在に過ぎず、それが内外の好条件に恵まれて戦争を勝利の内に終結させたとしても、その後の内外の過重な負荷に耐え得るような制度とは到底言えるようなものではなかった。従って、連合規約に基づく国家連合体を苛烈な国際政治の荒波に飲み込まれないような強靱な耐久力を持つ政治的統一体に再編し、それに相応しい強力な中央政府を創出する制度改革の必要性が痛感されるようになるのは火を見るより明らかであった。その制度改革はアメリカ合衆国連邦憲法の制定によって実現される。それについては、別稿で改めて見

ることとする。

最後に、上記の R・リーの独立の決断に伴う三つの決議案に関して、①独立、③植民地の連合体結成案、この二つについてこれまで見て来たので、次に、②の決議案、すなわち、残された外国との同盟の件について見ることにしたい。独立を決断したアメリカにとっては、彼らの独立の意志を軍事力で否定するイギリスの意志を打ち砕くためには、外国との同盟が必須の課題として提起されていたことは言うまでもない。大陸会議は、未だ政治的統一体として組織されていない上に、様々な利害対立を抱えている 13 の植民地の連合が急拵えの大陸軍だけでイギリスの世界最強の海軍と、傭兵とはいえ正規軍を相手にしての戦争を遂行するには不十分であることを十二分に認識していたので、まず独立の大義を世界に訴え、国際社会の支援の獲得を目指すのみならず、次にイギリスの戦争遂行能力を少しでも弱体化させる可能性を有し、かつイギリスに敵対感情を持つヨーロッパの列強の内、いずれかの国と同盟を結び、その力を借りて可能な限り有利な条件で戦争を終結させる戦略を取ることがベストである、と考えた。この戦略の実現に適合する国の候補国として、先の 7 年戦争で世界の覇権をめぐる戦いでイギリスに敗北を喫したフランスが浮上した。1776 年 9 月、大陸会議は、フランクリンを使節に任命し、フランスとの通商・同盟条約締結交渉に当たらせた。失った世界の覇権を取り戻す機会を待ち望んでいたフランスは、初めアメリカ軍が劣勢であったが、1777 年 10 月にサラトガでアメリカ軍が勝利を収めた後に、軍需品を含めて無償の援助をアメリカに申し出た。その後、米仏の利害が一致して、両者の間で、1778 年 2 月、パリで友好同盟条約及び通商条約が調印された。この条約に基づいて、直ちに 3 月に、フランスは対英宣戦布告を行い、それによって、外国との同盟の問題は解決された。戦争はあしかけ 8 年の長期に及ぶが、その間、フランスは軍隊と艦隊をアメリカに派遣し、「フレンチ・インド・インディアン戦争」が再現された⁽⁵²⁾。今回は、アメリカが前回の敵のフランスと組み、さらに前回の戦争のフランスの同盟国のスペインをも引き込んで、母国のイギリスと戦うと言う歴史の皮肉が演じられた。この戦争で注目すべきは、アメリカ人民が独立と自由を求めてイギリスの従属状態からの解放を求めて闘う姿勢に共鳴した義勇兵がヨーロッパから多数参加した点である。その有名な例は、フランス大革命の主役の一人となるラファイエット伯爵 (La Fayette, 1757-1834) が馳せ参じてワシントンの副官として活躍し、アメリカの勝利へと導くのに貢献したことや、フランクリンに頼まれて参加したプロイセン軍の将校であるシュトイベン (F.W.Steuben, 1730-94) は軍事専門家として働き、急拵えの大陸軍の編成と訓練を担当して、それを本格的な軍隊に仕上げるのに貢献したことなどが伝えられている⁽⁵³⁾。次に注目されるのはアメリカの民兵隊の活躍である。アメリカの地理に疎いイギリス軍を神出鬼没祖の戦術を駆使して悩まし、敗北へと導いた点である⁽⁵⁴⁾。ともあれ、本稿は、アメリカ憲法の制定過程を通じて、「憲法優位」の政治体が世界史上初めて誕生することになるが、それを可能にした成文憲法の形を取ったアメリカ合衆国を作り出した近代憲法の特質を探るのが目的であるので、アメリカ独立戦争の経過については、ここで詳述することを控えたいと思う。

おわりに

1781 年にヨークタウンの戦いで米仏連合軍がイギリス軍を破った。それを契機に講和の機運が醸成されていたが、1783 年初めにイギリスにおいて政権交代があり、戦争に反

対していた野党が政権に復帰し、パリで講和条約が締結された。こうして、アメリカはついに宿願の独立を果たした。そして、1783年6月、講和の半年後に、ワシントンは大陸軍の中核部分を除いてそれを解散した。ワシントンによる常備軍の解散は、連合規約第6条に宣言されている各邦の国防の基本原則に従ったものであり、それは、戦時以外は常備軍を持つべきではないと言う、イギリス人民の常備軍に対する考え方を継承したアメリカ人民の意志の現われである、と解される⁽⁵⁵⁾。この決定はアメリカ合衆国の草創期における重大な決定であり、アメリカ憲法制定においても重要な影響を与える。

これまで、1776年7月においてアメリカの13の植民地の代表から成る大陸会議が決定した独立の決断に伴う三つの決議案について、その実現過程をフォローして来た。この三つの決議案が決定された6年後の1781年、つまり戦争が終了する一年半前に、これまで戦争遂行を指導してきた大陸会議を模様替えしたアメリカ「合邦国」の中央政府の連合会議が発足した。それはパリ講和条約の締結後、13の主権を有する独立国家の連合体の「管理・経営」の任務を担うことになったが、それが解決すべき問題があまりにも過重であるために、その前途は多難であった。それを克服するためには、従来の分権的な国家連合体制を集権的な連邦体制へと改革する他ないという世論が次第に形成されて行き、アメリカ合衆国憲法が制定されることになる。

以上、「アメリカ合衆国」誕生の政治過程について考案したので、次に、連邦憲法の制定過程とその特質の考察に入る前に、連邦憲法的前提となる、13の植民地がそれぞれ国のあり方の基本法となる成文憲法を制定しているが、その制定過程とそれを土台にして独立した国家へと再編して行った憲法状況について稿を改めて見ることにしたい。

(注)

- (1) イギリスが消極的関与と言う「権力の不作為」、つまりE・パークの言うところのアメリカにとっての「有益な怠慢」を続けることを取り止め、積極的な植民地経営に乗り出した背景については、斎藤真『アメリカ革命史研究・自由と統合』（東京大学出版会、1992年）が詳しい（73頁－75頁）。田中英夫『アメリカ法の歴史 上』（東京大学出版会、1967年、68頁。アメリカ学会訳編『原点アメリカ史』第二巻－革命と建国一、岩波書店、1982年（第14刷り）（以下、『原点アメリカ史・2』と略す）、第一部 概説、3頁－6頁。
- (2) 「ヴァージニア決議」と「アメリカにおける植民地人の権利と不満に関する宣言」の松本重治の解説、『原点アメリカ史・2』、73頁－74頁。
- (3) E・S・モーガン著・三崎敬行訳『合衆国の誕生』（1956年）南雲堂、1976年、44頁。ゴードン・S・ウッド著・中野勝郎訳『アメリカ独立革命』岩波書店、2016年、37頁。
- (4) 注（2）の前掲の松本重治の解説、75頁－77頁。今津 晃『アメリカ独立革命』至誠堂新書60、1974年、32頁－34頁、39頁。
- (5) E・S・モーガン著、前掲訳書、48頁－49頁。
- (6) 今津 晃、前掲書、198頁－209頁。ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、39頁－41頁。
- (7) 松本重治訳「ヴァージニア決議」、『原点アメリカ史・2』、86頁－88頁。
- (8) 松本重治訳「アメリカにおける植民地人の権利と不満に関する宣言」、『原点アメリカ史・2』、88頁－91頁。
- (9) 藤原守胤訳「宣言法」および同氏による解説、『原点アメリカ史・2』、101頁－103頁。その内容の趣旨は以下の通りである。すなわち、下院議員は自己の選挙区の性質に関わりなく、あらゆるイギリス人の利害を代弁しており、従って自己の選挙区民の安寧ということよりも帝国全体の安寧を促進するために選ばれている。それ故に、下院議員は本国のイギリス人と、植民地のイギリス人とともに代表している。これが「宣言法」の骨子である。今津 晃、前掲書、76頁－77頁。
- (10) 「マサチューセッツ回状」（1768年2月11日）の松本重治の解説、『原点アメリカ史・2』、105頁－108頁。
- (11) 松本重治訳「マサチューセッツ回状」、『原点アメリカ史・2』、113頁－114頁。松本重治は解説の中で、アダム

ズの主張の歴史的意義を次のように述べている。「国会に優越する根本法（自然法の具体化されたものとして観念された根本法）としての確定硬性憲法の思想の明確な主張を見る」。後年、「英国の国会至上主義に対蹠的に対立するアメリカの根本法主義、ひいては、司法権優越主義の萌芽を認めるべきであろう。」（110頁）この松本重治の指摘は、アメリカ憲法の特質を考える場合、極めて的を射た示唆であると言えよう。なお、この「回状」に対し、本国の植民地省の大臣は、その撤回をマサチューセッツ植民地総督に命じるが、植民地議会はこの命令を92対17の多数で否決した。それを受けて総督は議会を解散した。その後、ボストンでは反英抵抗運動は急速に非合法的な手段に訴える方向へと発展して行った（ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、40頁）。

- (12) 松本重治訳「マサチューセッツ回状」、114頁。
- (13) E・S・モーガン著、前掲訳書、51頁－52頁。なお、アメリカに対する本国の植民地統治体制については、有賀貞・他編著『世界歴史大系 アメリカ史1－17世紀～1877年』山川出版社（以下、『大系アメリカ史』と略す）、1994年、「補説5 ▲イギリスの植民地統治体制」が詳しい（90頁－93頁）。
- (14) 今津 晃、前掲書、93頁－94頁
- (15) 「ヴァージニア決議」の松本重治の解説、『原点アメリカ史・2』、79頁。
- (16) E・S・モーガン著、前掲訳書、68頁－69頁。ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、46頁。
- (17) E・S・モーガン著、前掲訳書、123頁。ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、27頁－28頁。
- (18) 中屋健一訳「第一回大陸会議の宣言及び決議」、『原点アメリカ史・2』、120頁－124頁。
- (19) ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、59頁－60頁。『大系アメリカ史』、121頁－122頁。斎藤真、前掲書、124頁－125頁。
- (20) ジェファソンのヴァージニア植民地議会議員になるまでの経歴については、明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念－アメリカ合衆国建国史序説』ミネルヴァ書房、1993年、24頁－27頁。西川秀和『トマス・ジェファソン伝記事典』大学教育出版、2014年、2頁－14頁。
- (21) 『大系アメリカ史』、46頁－47頁。ベイコンの反乱とは、総督が不当に（法律上は合法であっても）議会を解散・延会・停会し、また一時すべての自由民に与えられていた選挙権を土地所有者のみに制限し、さらに辺境社会の利害を顧みず、悪平等の課税を行い、東部の海岸の大農園主を中心とする寡頭政治を行ったことに対する辺境民の反乱である。
- (22) 今津 晃、前掲書、93頁。
- (23) 金井光太郎「マサチューセッツの郡政府とアメリカ革命－社会・法・革命」、『18世紀の革命と近代国家の形成』（1990年度「年報政治学」）、岩波書店、1990年、81頁－82頁。
- (24) 大木尚一「第一節 ディセント・コロニーの形成－マサチューセッツ湾植民地とピューリタニズム」、関西アメリカ史研究会編著『アメリカの歴史 上－統合を求めて－』柳原書店、1982年、15頁－28頁。
- (25) 高木八尺『米国政治史序説』有斐閣、1931年、189頁。大木尚一「アメリカ革命と教会」、阿部齊・他編著『アメリカ独立革命・伝統の形成』東京大学出版会、1982年、69頁－70頁。
- (26) 『大系アメリカ史』、126頁－127頁。
- (27) 今津 晃、前掲書、140頁。
- (28) 同上、94頁－96頁、98頁－101頁。
- (29) 同上、162頁－163頁。
- (30) 同上、69頁－71頁。
- (31) V・ボグダナー著・小室輝久・他訳『英国の立憲君主政』木鐸社、2003年、19頁、21頁。ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、22頁－25頁。
- (32) バークの保守主義の研究としては、小松春雄『イギリス保守主義史研究－エドモンド・バークの思想と行動－』お茶の水書房、1960年がある。
- (33) G・ミノワ著・手塚リリ子/手塚恭介訳『ジョージ王朝時代のイギリス』（1998年）白水社、2004年、36頁－41頁。今井宏編『世界歴史体系 イギリス2－近世』山川出版社、330頁－331頁、336頁－339頁。
- (34) B・ベイリン著・田中和か子訳『アメリカ政治の起源』（1975年）、東京大学出版会、16頁、72頁－73頁、185頁－187頁。ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、77頁。今津 晃、前掲書、49頁－51頁。
- (35) 松本重治「アメリカ民主主義思想の原型」、『世界の名著40（フランクリン ジェファソン マディソン他 トクヴィル）』（以下、『世界の名著40』と略す）、中央公論社、1980年、18頁－27頁。
- (36) 齋藤真訳「オルバニー聯合案」、『原点アメリカ史・1』、252頁－255頁、「オルバニー聯合案」の齋藤真の解説、246頁－252頁。齋藤真、前掲書、111頁－115頁。
- (37) 齋藤真訳「イギリス議会上院全院委員会における証言」（ベンジャミン・フランクリン）、齋藤真・五十嵐武士訳『アメリカ革命』研究社、1978年、54頁－87頁。
- (38) C・J・フリードリヒ著。安 世舟他訳『政治学入門－ハーバード大学12講一』（1967年）学陽書房、1977年、53頁－55頁。
- (39) 小松春雄『評伝 トマス・ペイン』中央大学出版会、1986年、40頁以下。
- (40) トーマス・ペイン著・小松春雄訳『コモン・センス 他三編』岩波文庫、1976年、14頁、17頁－26頁、34頁－41頁。
- (41) 同上、61頁－68頁。

- (42) 同上、48頁。
- (43) 『大系アメリカ史』、131頁。
- (44) ロックのアメリカ独立革命への影響については、大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』慶應義塾大学出版会、2005年、が詳しい。なお、ポーコックは、ロックを「アメリカ的価値の守護者」と呼んでいる（J・G・A・ポーコック著、田中秀夫・他訳『マキャヴェリアン・モーメントーフィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』（1975年）名古屋大学出版会、2008年、475頁）。
- (45) E・S・モーガン著、前掲訳書、95頁。『大系アメリカ史』、129頁。
- (46) ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、79頁以下。「ヴァージニア憲法」の中屋健一の解説、『原点アメリカ史・2』、173頁－174頁。
- (47) 齋藤真訳「独立宣言」、齋藤真・五十嵐武士訳『アメリカ革命』、139頁－140頁。なお、ジェファソンが起草した独立宣言文の草案は大陸会議の起草委員会によって修正され、さらに一部は削除されていた。ジェファソンの最初の草案の紹介は、明石紀雄、前掲書、「第4章 独立宣言」にある（213頁－219頁）。
- (48) 齋藤真「世界史の中のアメリカ革命」、齋藤真・五十嵐武士訳『アメリカ革命』、10頁、ここでは三つの決議案は「三位一体」の構成となっていると解釈されている。『大系アメリカ史』、135頁。この決議案は実はヴァージニア革命評議会からの指令であった。この決議案は5月27日に大陸会議に提示された。そして、R・リーは6月7日に正式に全植民地による独立の決議を促す提案を行なったが、その提案は3項目からなっていた（明石紀雄、前掲書、209頁）。それに至るまでの背景について、ウッドは次のように述べている。「1775年夏、マサチューセッツ植民地のS・アダムズと〔その従弟の〕ジョン・アダムズは、R・H・リーを中心とするヴァージニア植民地の大陸会議代表達と共に、独立に向けての工程表を作成した。彼らは、同盟締結に向けて外国と交渉し、共通の目的のために連合（Confederation）もしくは連邦（Union）を形成し、そして、何よりも重要なことに、新しい邦政府を創設する計画を立てたのである。」と（ゴードン・S・ウッド著、前掲訳書、79頁）。
- (49) 「連合規約」の清水博の解説、『原点アメリカ史・2』、224頁－229頁。
- (50) 池本幸二訳「連合規約」、大下尚一・他編『資料が語るアメリカーメイフラワーから包括通商法まで－1584－1988』有斐閣、39頁－41頁。
- (51) 同上、231頁－232頁。
- (52) 『原点アメリカ史・2』、89頁－93頁。有賀貞「1778年の仏米条約－革命外交と仏・西の対応」、阿部齊・他編『アメリカ独立革命－伝統の形成』、東京大学出版会、1982年、33頁－62頁。アメリカ独立戦争期の外交については、参照：西崎文子『アメリカ外交』東京大学出版会、2022年、9頁－11頁。
- (53) 和田光弘『植民地から建国へ－19世紀初頭まで』（シリーズ アメリカ合衆国史①）岩波新書、2019年、125頁－126頁。
- (54) 齋藤真『アメリカ革命史研究・自由と統合』、341頁。『大系アメリカ史』、138頁－139頁。
- (55) 17世紀のイギリスでは、国王に依存する常備軍は「古き良き国制」の王政、貴族政、民主政のバランスを破壊し、人民の自由と権利を侵害し、さらに政治体を腐敗させるものとして嫌悪されていた。こうした常備軍嫌悪ないしは否定の考え方は独立戦争当時のアメリカ人にも継承されていた。ポーコックによると、独立戦争当時において、「職業軍の樹立に代わる選択肢を持たなかった時でさえ、職業軍による腐敗を恐れた」。そしてこの考え方は後世においても大きな影響を及ぼしていると言う（G・A・ポーコック著、前掲訳書、459頁）。なお、この職業的な常備軍嫌悪の思想はアメリカ合衆国成立期とその後において漸次変容を遂げ、「文民統制」の考え方へ至る経緯に関する研究として、『將軍ワシントンーアメリカにおけるシヴィリアン・コントロールの伝統ー』（ドン・ヒギンボウサム著・和田光弘他訳、木鐸社、2003年）がある。